

令和6年度 所沢市社会福祉法人指導監査実施計画

1 指導監査の方針

令和6年度における社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査については、所沢市社会福祉法人指導監査実施要綱及び国の法定受託事務に関する法人の指導監査の処理基準等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

また、指導監査を実施することにより、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

2 指導監査の実施の時期

一般監査（随時実施するものを除く。）の実施の時期は、おおむね7月から2月までとし、実施日については、対象法人と調整の上、決定する。

なお、一般監査（随時実施するものを除く。）の実施を予定する法人のうち、当該法人の施設について、埼玉県が施設監査を実施する場合においては、必要に応じて合同で指導監査を実施する。

随時実施する一般監査及び特別監査は、必要に応じて実施する。

3 指導監査の方法

指導監査は、法人の実地において実施する。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして厚生労働省社会・援護局長が定めるときは、その定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

指導監査の実施の際は、関係書類を基に、法人の運営等について、関係者から説明を聴くとともに、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿書類等を確認することにより行う。

(1) 一般監査（随時実施するものを除く。）の実施

一般監査（随時実施するものを除く。）は、運営等について、特に大きな問題が認められない法人については、原則として3か年に1回実施するものとする。

実施に当たっては、実施日のおおむね1か月前までに、必要な事項を通知する。

(2) 随時実施する一般監査の実施

随時実施する一般監査は、運営等に問題が発生した場合又は運営状況に問題があると認められる場合に、必要に応じて実施する。

実施に当たっては、適宜必要な事項を通知する。

(3) 特別監査の実施

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。

実施に当たっては、適宜必要な事項を通知する。

4 指導監査の対象とする法人

指導監査の対象とする法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条

の規定に基づき、所沢市長が所轄庁となる法人とする。

なお、本年度に一般監査（随時実施するものを除く。）の実施を予定する法人は、別紙のとおりとする。

5 指導監査の重点事項

（1）適正な運営体制の確保

① 評議員・評議員会に関する事項

ア 評議員の選任について

- ・ 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。
- ・ 評議員となることができない者又は適当でない者が選任されていないか。
- ・ 評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。

イ 評議員会の招集・運営について

- ・ 招集が適正に行われているか。
- ・ 決議が適正に行われているか。
- ・ 適正に記録の作成・保存を行っているか。

② 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬等に関する事項

ア 報酬等について

- ・ 報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。

イ 報酬等支給基準について

- ・ 報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。

ウ 報酬等の支給について

- ・ 報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。

エ 報酬等の総額の公表について

- ・ 報酬等について、法令に定めるところにより公表しているか。

③ 事業運営の透明性の向上に関する事項

ア 定款について

- ・ 法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。

イ 情報の公表について（計算書類、現況報告書等）

- ・ 法令に定める情報の公表を行っているか。

④ 地域における公益的な取組に関する事項

ア 地域における公益的な取組を実施しているか。

（2）会計処理の適正化

- ・ 計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認を含む法令に定める手続を経て作成されているか。
- ・ 物品の購入、工事等の契約に当たって、経理規程に基づいて競争入札や複数業者による見積合わせを行う等、適正な処理を行っているか。
- ・ 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、会計における内部の相互けん制体制が確立しているか。

令和6年度所沢市社会福祉法人指導監査
一般監査（随時実施するものを除く。）実施予定法人

- ・ さやまが丘保育の会
- ・ 親和会
- ・ すこやか会
- ・ 大持福祉会
- ・ 向日葵会
- ・ みなわ会
- ・ みのり会
- ・ わか竹会

以上 8法人